

目 次

第1号（8月8日）

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
議案第57号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第4号）	2
議案第58号 錦町役場庁舎改修工事請負契約について	5
議案第59号 財産の取得について	7
閉 会	9
署 名	10

令和5年 第5回 錦町議会臨時会議録

招集年月日	令和5年 8月 8日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開会 閉会	令和5年 8月 8日 令和5年 8月 8日	午後 1時30分 午後 1時58分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10	出 金 山 民 幸	
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11	〃 高 田 孝 徳	
	3	〃 梶 原 誠 二	12	〃 荒 川 孝 一	
凡例	4	〃 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	5	吉 田 眞 二	6	石 松 まゆ子	
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	企画観光 課 長	岩 尾 和 文		
副 町 長		地域整備 課 長	上 野 陽 一		
総務課長	深 水 英 雄	教育振興 課 長	尾 方 良 一		
教 育 長	毎 床 三喜男				
住民福祉 課 長	山 園 琢 磨				
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第57号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第4 議案第58号 錦町役場庁舎改修工事請負契約について
 - 日程第5 議案第59号 財産の取得について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第57号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第4 議案第58号 錦町役場庁舎改修工事請負契約について
 - 日程第5 議案第59号 財産の取得について
-

午後1時30分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第5回錦町議会臨時会を開会し、直ちに開議いたします。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、5番、吉田眞二議員、6番、石松まゆ子議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、内容からして本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3. 議案第57号

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、議案第57号令和5年度錦町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 皆さん、こんにちは。本日は、台風6号の接近が今夜から明日、あさつと予報され、町民の皆様には土砂災害などの危険性が増してくると思われまことに、議員の皆様には急遽でございましたが、第5回錦町議会臨時会を招集いたしました。大変お忙しい中、全員御出席をいただきました。誠にありがとうございました。

なお、町民の皆様の安全を守るため、本日5時より、避難所として社会福祉協会、福祉センターですけれども、これを開放したいと思っております。気象情報を確認し、安全な行動をお取りいただきますよう、よろしく願いしたいと思っております。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第57号令和5年度錦町一般会計補正予算（第4号）でございます。

本案件につきましては、令和5年度一般会計の補正に関する案件でございます。一般会計補正予算（第4号）は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,574万8,000円を追加し、予算の総額を69億5,867万9,000円とする案件でございます。

補正の主なものは、LPガス価格高騰対応生活者支援事業補助金、住民税が非課税となる子育て世帯への臨時特別給付金、そして、以前より要望のありました燃えるゴミの収集を、9月から週1回から2回へと増やすためのゴミ収集業務委託料となります。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） それでは、議案つづり8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入から総務課関係を御説明いたします。

2番目の欄になります。16款2項1目総務費県補助金1節物価高騰対応生活者支援交付金884万2,000円は、LPガス価格高騰対応生活者支援事業の財源として県から交付されるものです。

次に、一番下の欄です。20款1項1目1節前年度繰越金586万1,000円は、補正予算所要額の財源調整として不足分を計上をしております。

総務課関係は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 住民福祉課関係を御説明いたします。

まず、歳入です。8ページ、9ページをお願いいたします。

上段です。15款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金220万3,000円は、子育て世代への臨時特別給付金事業交付金で、非課税世帯の子ども1人当たり5万円を給付する事業であり、事業費及び事務費の補助金です。追加の増額補正分であり、詳細は歳出で御説明いたします。

次に歳出です。10ページ、11ページをお開きください。

3款1項6目給付金支給事業18節負担金補助及び交付金1,965万円は、LPガス価格高騰対応生活者支援事業で、コロナ禍における価格高騰に対するLPガス消費世帯を支援するものです。1世帯当たり6,000円、3,000世帯分の支援金と事務費の補助金です。

支援金の給付方法は、LPガス使用者からの申請により、県LPガス協会が支援金を給付します。給付金と事務費を町からLPガス協会に補助金として交付します。支給時期は、令和5年12月8日までです。申請の周知につきましては、広報のほか、販売店から契約者への個別の周知を予定しております。

なお、受付開始は令和5年9月4日からの予定です。

次に、3款2項2目児童措置費220万3,000円は、子育て世代への臨時特別給付金給付事業で、11節役務費3,000円は手数料、18節負担金補助及び交付金220万円は子育て世代への臨時特別給付金で、令和5年度

住民税非課税世帯であり、児童1人当たり5万円、44人分を計上しております。5月補正時点では、令和4年度住民税非課税の子育て世帯が対象でしたが、新たに5年度に住民税非課税の子育て世帯になった者も支給対象となったことから、増額補正を行うものです。

次に、4款2項1目清掃総務費12節委託料218万4,000円は、ゴミ収集業務委託料で、燃えるゴミの収集を現在は週1回実施しておりますが、これを週2回とするために増額補正を行うものです。9月からの実施を予定しております。近年の気温上昇により、個人住宅においてのゴミの保管に支障を来しているため、収集回数を増やすことで生活環境の改善に対応するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 企画観光課関係を御説明いたします。

歳入です。8ページ、9ページをお開きください。

一番上の段です。15款2項1目総務費国庫補助金21節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金884万2,000円は、事業者支援・生活者支援分で、先ほど住民福祉課長が御説明いたしましたLPガス価格高騰対応生活者支援事業分となります。

企画観光課関係の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 地域整備課関係を御説明いたします。

歳出です。12、13ページをお開きください。

2段目です。11款2項1目現年災害復旧費です。12節委託料150万円は、6月30日の大雨により中島から横山方面へ向かう三平松地区の町道山の手線の西側法面が崩壊しましたので、国庫補助による災害復旧事業での対応を考えていることから、必要となる災害査定設計及び実施設計業務委託料を計上するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 教育振興課関係を御説明します。

議案書はお開きのページです。

上段になります。10款6項1目学校給食センター費17節備品購入費21万1,000円は、給食センターに設置している洗濯機の購入費になります。常時2台で利用している洗濯機のうち、1台が故障により使用不能になったことから、買換えを行うものです。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。住民福祉課長にお尋ねします。大変ゴミ収集、いいことだと思います。そこで具体的にお尋ねしますが、私のところ、国道筋とかなんかは、今、週2回、月曜・火曜収集しておりますが、今回週2回に全体的にいけますならば、今度は、今まで、例えば具体的に申しますならば、私どもは月曜日と火曜日でした。それで、それを今度は月曜日と木曜日とかというふうな組合せのような検討をされるかどうかお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

9月からは、収集箇所が162ヶ所ございますので、収集日を統一して収集する予定をしております。燃えるゴミは月曜日と水曜日というような前提で考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） ちょっと確認します。可燃物は月曜日と水曜日に収集という、そういう調整をするということですね。分かりました。周知の徹底をよろしく願いしておきます。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第57号令和5年度錦町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第58号

○議長（荒川 孝一君） 日程第4、議案第58号錦町役場庁舎改修工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第58号錦町役場庁舎改修工事請負契約についてでございます。

本案件につきましては、請負契約に関する案件でございまして、地方自治法第96条第1項第5号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の工事請負契約については、議会の議決を求めることとなっております。今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 議案つづり14ページをお願いいたします。

議案第58号錦町役場庁舎改修工事請負契約について、契約内容及び工事概要について御説明いたします。

1、契約の目的、錦町役場庁舎改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、一金6,567万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額597万円。4、契約の相手方、住所、熊本県球磨郡錦町大字木上西1007番地。商号又は名称、マルナカ工業有限会社、代表者氏名、代表取締役中山正明となっております。

錦町役場庁舎につきましては、平成6年に建設し、29年が経過をしております。町では、公共施設等総合管理計画と、この管理計画に基づく個別施設の計画を策定し、施設の劣化状況を踏まえた公共施設の更新・長寿命化を計画的に行うこととしております。

庁舎は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、長寿命化工事を経て、目標耐用年数を80年と設定をしております。長寿

命化工事は今回と20年から30年後にもう一回程度実施をしまして、目標耐用年数の80年に到達させる計画でございます。

個別計画において庁舎の構造躯体の健全性評価を行いましたところ、屋根・屋上・外壁などがC評価となりました。C評価の場合、10年以内に修繕が必要とされております。また、外壁・屋上防水の標準耐用年数は20年から30年とされており、庁舎も建築から29年経過していることから、今回改修工事を実施するものです。工事内容は、外壁施工等に係る仮設工事、屋根防水工事、外壁防水工事、採光口取替えなどの雑工事となります。

別冊でお配りしておりますA4横の両面2枚の参考資料をお願いいたします。

まず、表紙の上の段が北側、下の段が南側の立面図となります。上の段の北側については、左側の掛けるの部分になっている部分が外壁改修部分となります。下の段の南側については、主に右端の部分の改修となります。

ページの裏面を御覧ください。こちらは東側と西側の立面図で、こちら東側、西側とも全面改修となります。

2枚目を御覧ください。こちらは屋上部分の図面となります。屋上全面の防水改修となります。

その裏の面、最後のページですね。御覧ください。こちらは、議場屋上の防水改修の図面となります。

工期は、令和6年2月29日までとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。お尋ねします。前回の説明のときに、最低制限価格はないというような話でしたが、要は、この金額の差額を見ると、最低制限価格がないと過大設計というような見られ方もするんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今回、指名競争で14社の業者の方に入札をいただいております。その入札結果を見ますと、確かにマルナカ工業さんは一番落札額が低いわけですが、一番高いところでは8,950万円の、これは税込み前ですが、こちらの金額でも入札をいただいておりますし、金額的には満遍なくといえますか、入札いただいておりますので、過大設計とは考えておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。我々からすると、過大設計じゃないかなというような考えを持つんですよ。その落札された会社、税込みの1,698万2,400円、これだけの差額があるんですね。これが土木とか工種が違うんであればいいかなと思いますが、庁舎の改修で壁面とかいろんな形で増える要素がないというところで、絶対これに近いような状態に変更になってきたときには、やっぱり考えるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 落札された業者、マルナカさんにも確認しまして、マルナカさんのほうも数量等積み上げの上、この金額で入札をされたということでございました。ただ、工事の過程で数量等が変更になった場合は、若干の変更等はあるかもしれませんが、基本的にはこの金額で落札いただきましたので、この金額での事業遂行をお願いするということになるかと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。最後ですけど、この変更金額のパーセンテージ、これ30%くらいまでは増額できるでしょうか。それとも、25%とかいう規定があるのでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

おおむね3割程度が変更可能の金額になっていたかと思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第58号錦町役場庁舎改修工事請負契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第59号

○議長（荒川 孝一君） 日程第5、議案第59号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第59号財産の取得についてでございます。

本案件につきましては、財産の取得に関する案件でございます。地方自治法第96条第1項第8号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の財産の取得については、議会の議決を求めることとなっております。今回提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 議案つづり15ページをお願いいたします。

議案第59号財産の取得について御説明いたします。

1、取得の目的、情報通信サービスプラットフォーム構築業務に伴う高齢者等世帯向け専用タブレット端末及び通信用Wi-Fiルーター購入。2、品名等、専用タブレット端末及び通信用Wi-Fiルーター各1,200台。3、契約の方法、公募型プロポーザル方式による随意契約。4、取得金額、業務委託料1億4,971万円のうち7,656万円。5、契約の相手方、所在地、愛知県刈谷市昭和町一丁目1番地。名称、株式会社デンソー、代表者、代表取締役社長林新之助。

情報通信サービスプラットフォーム構築業務につきましては、現在、あいねっと放送で利用しておりますIP告知端末が来年度で保守及び生産が終了されることから、タブレットもしくはスマートフォンを利用するものに更新する業務となります。基本的には、住民の方がお持ちのスマートフォンへ行政情報や防災情報を配信するものですが、スマートフォンをお持ちでない高齢者世帯などに貸与するための専用タブレット及びルータを1,200台購入することとしております。

今後の計画といたしましては、8月末に業者との打合せを行いまして、各世帯にタブレットの配布希望を調査した後、最終的な購入台数を11月中に確定し、年明けから順次タブレットを設置する予定としております。

議案第59号の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。このタブレットは、高齢者世帯1,200台というのは、例えば、高齢者世帯が約1,200件ぐらいあるということなのか、それとも、高齢者世帯の中には、息子さんたちの世帯と同居世帯もありますよね。うちを例に挙げると、私たちはスマートフォンを持っていますが、うちのおやじと母親は持っていないと。そういった世帯はどのように考えているのかをお聞かせください。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

議員おっしゃいますように、今年の6月8日時点の調査ですけれども、65歳以上の住民の方のみの世帯が1,267世帯ございます。8番議員さん宅のような65歳以上が1人でもおられる世帯というのが2,362世帯ございます。現状としましては、基本的に65歳以上のみの方の世帯を想定しております。その配布希望調査を行った上で、どうしてもうちも欲しいとか、もちろん数には限度がございますけれども、その辺を精査いたしまして、年明けから配布をしていく予定となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今の話を聞きますと、65歳以上の世帯となりますが、例えば、今の話聞くと、例えば、私たちが言った情報を、例えば、親には、今日はこういう事業あつとばい、明日何ばいというふうに伝えなければならぬということになりますよね。実際そういうことができる家庭もありますけれども、できない家庭もあるわけですね。ですから、やっぱりそういうとこを柔軟に、これはあくまでも1,200台ですけども、これは大幅に増える可能性もあるのではないかというふうに思ったので、こういう質問をいたしました。柔軟な対応をよろしく願います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第59号財産の取得については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和5年第5回錦町臨時議会を閉会します。

午後1時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

